

改正

令和3年4月1日告示第87号

令和8年3月31日告示第51号

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会的孤立を防止するとともに、心身機能の低下を予防することを目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき介護予防事業（高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資すると認められる活動をいう。以下同じ。）を行う地域のサロンに対し、予算の範囲内において伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で介護予防事業を実施する地域のグループ、市民団体、特定非営利活動法人等の営利又は宗教活動を目的としない市内の団体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる介護予防事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 継続性が見込めること。
- (2) 1回当たりの開所時間が1時間以上であること。
- (3) 月2回以上開催すること。
- (4) 1回当たり5人以上の市内在住の満65歳以上の者が参加すること。
- (5) 活動場所等の安全性や緊急時の対応策が確保されていること。
- (6) 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。

(7) 特定の器具や用具を必要とせず、誰もが気軽に参加できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する介護予防事業は、対象事業としない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある事業

(2) 専ら特定の趣味やサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる事業

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものであると認められる事業

(4) 営利を目的とする事業

(5) 市の他の制度による助成金、補助金等の交付を受けている事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費であって、別表に定めるものとする。

2 対象者が対象経費の全部又は一部の支払に他の収入を充当する場合は、当該経費のうち当該収入を充当する分は、対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費のうち実際に要した経費の2分の1以内の額とする。ただし、報償費の補助金の額は、1回当たり5,000円を上限とする。

(交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(変更等の承認申請の様式等)

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業変更中止廃止承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。

（着手届の不要）

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

（実績報告の様式等）

第10条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1） 事業実施報告書（様式第8号）
- （2） 事業決算書（様式第9号）
- （3） 対象事業の実施に要した費用についての領収書の原本又は写し
- （4） 対象事業の様子が分かるように撮影した写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、対象事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知書の様式）

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の概算払）

第12条 補助金に係る規則第16条第1項の規定による概算払をするときは、補助金の交付決定額の100分の75の範囲内とする。

2 補助金に係る規則第16条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金概算払申請書（様式第11号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第13条 補助金の終期は、令和11年3月31日とする。ただし、終期の到来前に、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助金の額の見直し、補助金交付の継続又は補助金の廃止を決定するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和8年3月31日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号及び様式第7号による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	内容等
報償費	講師及び有識者への謝金、謝礼
需用費	消耗品費（各種材料費、教材及び資料代を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真代を含む。）
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、バス借上料、印刷機使用料等
その他	その他対象経費とすることが適当と市長が認める経費